

## 「ジェンダー・フリー問題」の再検討part 2

話題提供者 近藤 弘（ジェンダーフォーラム所長）

### 1 男女共同参画基本計画（第2次）におけるジェンダー及びジェンダー・フリー概念を巡って

2005年12月に政府は「男女共同参画基本計画（第2次）」（以下、「第2次計画」と略す）を閣議決定した。今回の改訂では、「わかりやすい広報・啓発活動の推進」として「男女共同参画の理念や、「社会的性別」（ジェンダー）の視点の定義について、誤解の解消に努め、また、恣意的運用・解釈が行われないよう、わかりやすい広報・啓発活動を進める」ことが新たに加わっている。この背景にはこの間のジェンダー及びジェンダー・フリー（教育）を巡る動向が存在していることはあらためていうまでもないであろう。こうした形でジェンダー概念について国が説明（定義）することは初めてであり、この説明（定義）が今後、ジェンダーを考えていく上で一定の影響を与えることは十分予想される。

そこで、まず「第2次計画」においてジェンダー及びジェンダー・フリーに関してどのような説明（定義）がなされているのかをみていくことにしたい。

まず、ジェンダーについてみてみよう。「第2次計画」では「第2部 施策の基本的方向と具体的な施策」の「2. 男女共同参画の視点に立った社会制度・刊行の見直し、意識の改革」の「(2) 国民的広がりをもった広報・啓発活動の展開」の中で「社会的性別」（ジェンダー）の説明として、次のように述べている。

人間には生まれについての生物学的性別（セックス/sex）がある。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的性別」（ジェンダー/gender）という。「社会的性別」は、それ自体に良い、悪いの価値を含むのではなく、国際的にも使われている。

「社会的性別の視点」とは、「社会的性別」（ジェンダー）が性差別、性別による固定的役割分担、偏見等につながっている場合もあり、これらが社会的に作られたものであることを意識していこうとするものである。

このように、「社会的性別の視点」でとらえられる対象には、「性差別、性別による固定的役割分担及び偏見等、男女共同参画社会の形成を阻害すると考えられるものがある。その一方で、対象の中には、男女共同参画社会の形成を阻害しないと考えられるものもあり、このようなものまで見直しを行おうとするものではない。社会制度・慣行の見直しを行う際には、社会的な合意を得ながら進める必要がある。

こうしたジェンダーの説明（定義）に関して、その特徴をみてみよう。まず、「第1次基本計画」では「社会的・文化的に形成された性別」（ジェンダー）となっていたが、「第2次計画」ではいわばつづめて「社会的性別」（ジェンダー）と表記が変わっている。この点はこれまでの「社会的・文化的に形成された性別」というジェンダー概念から「形成」という部分が脱落している。この点をどう考えるかがジェンダーをどうとらえるかとかかわっているように思われる。また、「社会的性別」（ジェンダー）は「それ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく」というジェンダー理解はどうであろうか。この点もジ

エンダーをどうとらえるかと深くかかわっているように思われる。この点は後述する。

次に「ジェンダー・フリー」に関しては、次のように説明されている。

「ジェンダー・フリー」という用語を使用して、性差を否定したり、男らしさ、女らしさや男女の区別をなくして人間の中立化を目指すこと、また、家族やひな祭り等の伝統文化を否定することは、国民が求める男女共同参画社会とは異なる。例えば、児童生徒の発達段階を踏まえない行き過ぎた性教育、男女同室着替え、男女同室宿泊、男女混合騎馬戦等の事例はきわめて非常識である。また、公共の施設におけるトイレの男女別色表示を同色にすることは、男女共同参画の趣旨から導き出されるものではない。

「ジェンダー・フリー」という用語に対してもいわば否定的な説明が列挙されている。これらはいずれもジェンダー・フリーを批判する立場から指摘されてきた意見であることが注目される。

いずれにしても、こうしたジェンダー及びジェンダー・フリーに関する概念規定は今後都道府県で策定される計画に少なからず影響を与えることは「基本法」第14条における「都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画を定めなければならない」という規定からしても十分予想されることだといってよいだろう。その意味で、今後の地方自治体における計画策定の動向に注目していく必要がある。

## 2 男女共同参画基本計画に関する専門調査会におけるジェンダー概念の整理をめぐって

今回の「第2次計画」は男女共同参画会議の答申「男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本的な方向について」(2005年7月25日)に基づいて策定されたものである。その答申の冒頭に「「社会的・文化的に形成された性別」(ジェンダー)の表現等については、引き続き男女共同参画基本計画に関する専門調査会において調査を行うこととする」と記されている。それを受け同調査会で審議した結果が「「社会的・文化的に形成された性別」(ジェンダー)の表現等についての整理」(以下「整理」とする)と題して提出されている(2005年10月30日)。その冒頭に「今後、本整理を参考にして、政府における基本計画改定の検討が進められることを期待する」とのべている。したがって、「第2次計画」におけるジェンダー概念の説明(定義)は「整理」にもとづいたものだといってよい。

この「整理」は、「1. 「社会的・文化的に形成された性別」(ジェンダー)を短い言葉で言い換える例」「2. 「社会的・文化的に形成された性別」(ジェンダー)に敏感な視点」を言い換える例」「3. 「社会的性別」(ジェンダー)及び「社会的性別」(ジェンダー)の存在に気づく視点」の説明の例」の3項目からなっており、その後に(参考1)「社会的・文化的に形成された性別」(ジェンダー)の考え方についての委員等の意見」として「1. 専門調査会委員意見」及び「2. ヒアリングにおける有識者意見」が掲載されており、さらに(参考2)では「社会的・文化的に形成された性別」(ジェンダー)と男女共同参画社会基本法、基本計画との関係、国際的な認識が説明されており、(参考3)では「ジェンダー」という用語の国際機関等での使用例が紹介されている。

最初の「1. 「社会的・文化的に形成された性別」(ジェンダー)を短い言葉で言い換える例」では、次のように述べている。

現行基本計画において使用されている「社会的・文化的に形成された性別」(ジェンダー)は、主要な国

際機関等におけるgenderという用語の定義ともほぼ一致しており、適切なものであると考える。この言葉をさらに同趣旨の短い言葉で言い換えるとすれば、以下のような例が考えられる。

- 例 1. 「社会的性別」（ジェンダー）  
2. 「社会的に作られた性別」（ジェンダー）

1でみたように、「第2次計画」では「社会的性別」（ジェンダー）が採用されたことになるが、その趣旨は現行の基本計画におけるジェンダー概念と同じであり、それをつづめたものだと述べている点を確認しておきたい。

次に「2. 「社会的・文化的に形成された性別」（ジェンダー）に敏感な視点」を言い換える例では、「社会的性別」（ジェンダー）の存在に気づく視点」があげられている。なぜ、そう言い換えたのかはここからは伺い得ないが、ジェンダー批判派への配慮の結果だろうか。

そして、上記2項目をふまえて、「3. 「社会的性別」（ジェンダー）及び「社会的性別」（ジェンダー）の存在に気づく視点」の説明の例」として、以下のような説明の例が記されている。

#### （「社会的性別」（ジェンダー）の説明の例）

人間には生まれについての生物学的性別（セックス）がある。一方、社会通念や慣習の中には、社会や文化によって作り上げられた「男性像」「女性像」があり、人々は成長するにつれ、「男性に期待される行動」、「女性に期待される行動」を行うようになる。このようにして形成された男性、女性の別を「社会的性別」（ジェンダー）という。このような意味での「ジェンダー」は国際的にも広く使われている。なお、「社会的性別」（ジェンダー）は、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、中立的な概念である。

なお、「社会的性別」（ジェンダー）の存在に気づく視点」の対象には、性差別、性別による固定的役割分担及び偏見等、男女共同参画社会の形成を促進するために見直しが適当と考えられるものがある。その一方で、対象の中には、男女共同参画社会の形成を阻害しないと考えられるものがある。

以上にみてきた説明の例はいずれも「第2次計画」でほぼそのまま使われており、その意味でこの「整理」がもとになって「第2次計画」におけるジェンダー概念の説明（定義）がなされていることがわかる。ただし、この「整理」では「ジェンダー・フリー」については特に言及していないが、先にみたように「第2次計画」ではふれられており、ジェンダー・フリーへの批判が強いことを配慮して、おそらく計画を起案する中で付け加えられたものと推測される。

なお、この専門調査会に専門委員として参加された庄司洋子氏（本学社会学部教授・初代ジェンダーフォーラム所長）によれば、この調査会ではどのようにしたらジェンダー批判派から言質を取られないような表現ができるかといふれば対策会議的色彩が濃くなり、学問的にジェンダー概念を検討するという側面は非常に少なかったようである。

### 3 上野千鶴子氏の国分寺市「人権に関する講座」講師任用拒否に対する「抗議文」におけるジェンダー概念について

昨年（2005年）7月に国分寺市教育委員会が企画した「人権に関する講座」の講師として上野千鶴子氏（東京大学大学院教授）を招こうとしたことに関して、東京都教育委員会が同氏を講師として招くこ

とには問題がある旨国分寺市に伝え、その結果国分寺市は上野氏を講師として招くことを取りやめたという事件が起きた。ちなみに講座自体も中止となった。この事件に関して、若桑みどり・米田佐代子・井上輝子・細谷実・加藤秀一氏が呼びかけ人となって、東京都知事・東京都教育委員会教育長・東京都教育委員会各位宛に「東京都に講義する！」と題した抗議文（以下「抗議文」とする）が出された。この「抗議文」の中では、ジェンダーに関して以下のような記述がなされている。

ジェンダーは、もっとも簡潔に「性別に関わる差別と権力関係」と定義することができる。したがって「ジェンダー・フリー」という観念は、「性別に関わる差別と権力関係」による、「社会的、身体的、精神的束縛から自由になること」という意味に理解される。

したがって、それは「女らしさ」や「男らしさ」という個人の性格や人格にまで介入するものではない。まして、喧伝されているように、「男らしさ」や「女らしさ」を「否定」し、人間を「中性化」するものでは断じてない。人格は個人の権利であり、人間にとつての自由そのものである。そしてまさにそのゆえに、「女らしさ」や「男らしさ」は、外から押しつけられてはならないものである。

しかしながら、これまで慣習的な性差別が「男らしさ」「女らしさ」の名のもとに行われてきたことも事実である。ジェンダー理論は、まさしく、そうした自然らしさのかげに隠れた権力関係のメカニズムを明らかにし、外から押しつけられた規範から、すべての人を解放することをめざすものである。

「すべての人間が差別されず、平等に、自分らしく生きること」に異議を唱える者はいないだろう。ジェンダー理論はそれを実現することを目指す。その目的を共有できるのであれば、目的を達成するためにどうあるべきかについては、社会のみなが、行政をも含めて自由に論議し、理解を深めあうべきである。（以下略）

ここでは、ジェンダー概念を簡潔に「性別に関わる差別と権力関係」と定義している。そして、「ジェンダー・フリー」は「性別に関わる差別と権力関係」による「社会的、身体的、精神的束縛から自由になること」だと定義づけている。

さらに、こうしたジェンダー理解は決して「女らしさ」や「男らしさ」という「個人の性格や人格」にまで介入するものではないし、「男らしさ」「女らしさ」を「否定」するものでもなく、人間を「中性化」するものでもないと述べている。

ただし、慣習的な性差別が「男らしさ」「女らしさ」の名のもとに行われてきたといふれば歴史的事実があり、ジェンダー理論はこうした「自然らしさのかげに隠れた権力関係のメカニズムを明らかにし、外から押しつけられた規範から、すべての人を解放することをめざすもの」と述べている。

ジェンダーおよびジェンダー・フリーが「男らしさ」「女らしさ」を否定し、人間を「中性化」するものだというジェンダー批判派の認識に対して、その認識の誤りを指摘したものだといえよう。

#### 4 ジェンダーをどうとらえるか

以上、「第2次計画」、「整理」及び「抗議文」におけるジェンダーの定義をみてきた。「第2次計画」では「社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的性別」（ジェンダー/gender）という」と定義づけている。さらに、「社会的性別」はそれ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われている」と述べている。この定義は、確かにこうした性別が社会的に作り上げられたものであることは一応押さえてはいるが、社会的に作り上げられたと

いうとき、そこに実は権力関係が関わっているという認識はみられないのではないか。そこで、「社会的性別」それ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく」とあたかも価値中立的概念であるかのように述べているのではないだろうか。はたして、こうしたジェンダー理解は適切であろうか。もちろん、「第2次計画」の文章は学術論文ではないから、そこまで厳密に問いつめることには無理があるかもしれない。たとえ、そうであっても、「第2次計画」がある種の法的拘束力をもつていて考えることを考えるならば、その概念規定は厳密にしておく必要があるのではないか。

「ジェンダー・フリー」に関しても「抗議文」で述べている「性別に関する差別と権力関係」による、「社会的、身体的、精神的束縛から自由になること」という定義にもとづくならば、「第2次計画」での「児童生徒の発達段階を踏まえない行き過ぎた性教育……」という事例の列挙は、もし、それらが人々の「社会的、身体的、精神的束縛」となっているならば問題であり、「国民が求める男女共同参画社会とは異なる」ものとなるのは当然だ。しかし、はたしてそこまできちんと認識した上でこの事例の列挙なのだろうか。どうもそのあたりは必ずしも詰められてはいないようだ。

いずれにしても、「第2次計画」におけるジェンダー概念には問題が多くあるといわざるを得ない。もちろん、ジェンダー関係者の間でもジェンダー概念に関して必ずしも共通理解が確立しているとはいえない現状があることは認めなければならないが、それだけにできるだけ「社会のみなが、行政を含めて自由に論議し、理解を深めあうべき」（「抗議文」）ではないだろうか。

ジェンダー概念をめぐる更なる論議を深めていきたいと思う。

（付記）今回のジェンダーセッションでは、コメンテーターとして、庄司洋子氏及び皆川満寿美氏（立教大学兼任講師）にご参加いただいた。特に、皆川氏には急遽コメンテーターをお願いしたところ、快くお引き受けいただき貴重な情報を多く提供していただき改めて感謝申し上げます。